

各 位

会 社 名 テン プ ホール ディング ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 篠 原 欣 子
(コード 番 号 2181 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 グループ 経 営 企 画 本 部 長 佐 分 紀 夫
(T E L 0 3 - 3 3 7 5 - 2 2 2 0)

株式会社日本テクシードとの資本業務提携及び同社株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社日本テクシード（JASDAQ コード 2431、以下「対象者」といいます。）との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結することを決議し、併せて、対象者が発行する普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に上場している対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、対象者の平成 21 年 6 月 30 日現在における発行済株式総数 5,000,000 株の 51.00% に相当する対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）2,550,000 株の取得を目指して公開買付けを行うことを決議いたしました。

本公開買付けは、対象者を当社の連結子会社とすることを目的としておりますので、本公開買付けにおいては、応募株券等の買付予定数に上限及び下限（いずれも 2,550,000 株）を設定しております。（応募株券等の数の合計が買付予定数の上限を超える場合及び下限に満たない場合の取扱いについては後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」をご参照ください。）

なお、平成 21 年 9 月 24 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同を表明する旨の決議がなされております。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由

当社は平成 20 年 10 月 1 日にテンプスタッフ株式会社とピープルスタッフ株式会社（現：テンプスタッフ・ピープル株式会社）が株式移転の手法により、設立された共同持株会社です。各地域における営業基盤の確立と両社の事業ノウハウを共有し、顧客満足度と経営効率の向上を図り、健全な利益成長と堅実な財務体質を維持し、グループ全体の安定的な成長を目指し発足いたしました。「雇用の創造、人々の成長、社会貢献」を企業理念とし、アジアを代表する人材サービスのリーディングカンパニーを目指しております。持株会社体制のもと、当社グループは、「人材派遣・請負、人材紹介事業」「アウトソーシング事業」「その他の事業（教育事業、再就職支援事業等）」に取り組んでおります。中でも、「人材派遣・請負、人材紹介事業」は、全国にわたる拠点網や業界トップクラスの人材供給力をバックに、連結売上高の 95% 以上を占め、一般事務職から IT 関連技術職まで幅広い人材を派遣しております。

このような事業を展開している中で、当社グループを取り巻く経営環境は、昨年の世界的な経済危機から求人需要は大幅に減退し、また、既存の顧客企業においても業務縮小・経費削減による雇用調整から事業環境はこれまでにない厳しい状況となっております。

当社グループは、この厳しい難局を乗り越え、環境の変化に左右されない安定的な成長を目指し、中期経営戦略として下記の5つの戦略に取り組んでおります。

地域戦略の強化

専門分野及び新たな職種領域への積極展開

グローバル市場への積極展開

女性の就業支援

経営効率の向上

特に昨今、専門職種における求人需要は複雑、高度化しており、特定の高度なスキルを持った人材が求められるだけでなく、他方、経費削減の潮流から、業務自体を外注するアウトソーシングの需要も拡大しており、当社グループではこのような変化したニーズに柔軟に対応できる体制を構築することが重要な経営課題となっております。

一方、対象者は、昭和54年10月に創業し、名古屋に本社を構え、機械設計の製図請負を事業の出発点とし、設立以来、モノづくりの上流工程である設計開発の専門技術者集団としてテクニカルサービスを提供し続けています。そして、これまでに機械・電気・電子、ソフトウェア開発の技術をコアスキルとするR&Dアウトソーシングを推進してきました。自動車産業、航空機産業、ソフトウェア産業等の顧客業界では、日々めまぐるしく進む技術革新、開発サイクルの短縮化及び経営コスト削減などを背景に、モノづくりの核となる研究開発業務でもアウトソーシング化が進められています。対象者は上記の三つの技術領域の高い専門性を武器に、企画、構想、設計、解析から、試作、評価、試験までの開発工程をトータルに支援することによってお客様から高い評価と信頼を得るべくその業務に取り組んでおります。

また、対象者は世界最高品質のモノづくりを目指すお客様のために、共に成長し、新たな技術開発に挑むパートナーでありたいと考え、対象者とお客様が長期的な信頼関係で結ばれ、共存共栄を目指すことができるよう「共生進化のアウトソーシング」という概念を基本戦略に掲げております。そして、ニーズの高い東海、関東、関西の三拠点において、継続的な技術支援を求めるお客様に対して集中的なサポートを行い、それぞれのお客様への貢献度やシェアを高め、強く太いパートナーシップを築いていく「選択と集中」という営業方針に基づいて堅実に事業を展開しております。これからも、お客様のプロジェクトのテーマや内容、求めるスキルに合わせたエンジニアの派遣というニーズに対応することに加え、グループでの派遣や常駐請負、業務の一括受託など様々な技術支援を提供できる体制を構築し、高度化するお客様のニーズにお応えすべく努める方針です。派遣契約から請負契約へ、常駐型から受託型へと積極的に取り組むことによって、お客様にとって最適な技術サービスを提供し、他社との差別化を図っております。

そのためには、お客様の目標を的確につかみ、高い成果を実現していくことを可能とする優秀なエンジニアの継続的な確保と教育訓練の充実ならびに実践育成の場である豊富な業務及びプロジェクトの受注が必要であります。

しかしながら、これらを実行するためには、対象者単独では限界があり、このような経営課題の解決として、対象者は、平成13年9月に、株式会社アーク（以下「アーク」といいます。）と業務・資本提携を行い、アークグループの一員としてアークグループの幅広い顧客企業向けに「アークフルラインサービス」の上流工程である研究開発支援業務を担い、業容の拡大を図って参りました。

アークは、製造業の一翼を担う「新製品開発」支援のリーディングカンパニーとしてアークグループを形成し、基幹産業向けに独自性や専門性のある製品及びサービスの提供を図り、お客様の多様化するニーズに対応して、フルライン及びグローバル化を柱に、積極的な拡大路線で事業展開を図って参りました。しかしながら、急速な事業拡大に合わせた経営管理体制を構築できなかったこと等によって、

2 年程前からコア事業の見直しや不採算事業の整理を中心とした事業再構築を実施することとなり、現在は拡大路線から転換し、グループの縮小再編の過程にあります。こうした中で、対象者はアークから、保有する対象者株式について、対象者の企業価値向上につながる第三者へ譲渡することも検討可能である旨の意向を伝えられました。

これを受けて対象者は、対象者の現状の経営課題を解決し、更なる事業の発展を目指すためには、これまでの対象者の基本的な事業理念である「R&D アウトソーシング」「共生進化のアウトソーシング」の考え方を尊重でき、かつ、対象者の経営資源を補強できる第三者との資本業務提携を行うことが企業価値向上につながるものと判断しました。

以上のような両社の背景や、事業環境における課題のもと、平成 21 年 5 月頃より当社は、今後の成長の可能性として、対象者との間で一定の資本関係を構築することによる当社グループ及び対象者の事業上のシナジーにつき検討をはじめ、対象者との間で協議を重ねました。その結果、当社グループと対象者とは、人材サービスという共通の事業分野で事業を行いながらも、サービス領域に重複が少なく、補完関係にあり、対象者と当社との間で緊密な事業上の関係が構築されれば、サービスの幅の拡大により顧客満足度の向上等、大きなシナジーが見込まれるものとの結論に至り、平成 21 年 9 月 24 日付で資本業務提携契約を締結いたしました。

具体的には対象者は、当社グループ内における、全国ネットワークの営業上の協力関係によって、当社グループの幅広い顧客層を活かした販路拡大の機会が見込まれます。また、優秀な技術者の確保に關しましては、今後、中長期的に予想される人材不足の局面において、当社グループのブランド力を背景とした機動的なサポートが可能と考えております。これらシナジーが発揮されることにより、求職者、求人企業のニーズに更に的確に対応することが可能となり、顧客、従業員等全てのステークホルダーに持続的な企業価値の向上を提供する好機になるものと考えております。

また、当社グループにおきましても、「専門分野及び新たな職種領域への積極展開」は中期経営戦略の一つであり、対象者の R&D アウトソーシングの新たなサービスメニュー、ノウハウが加わることで、より一層強力にこの戦略を推進することが可能となり、今後の重点戦略に位置付けて参りたいと考えております。新たなサービスメニューにより当社グループにおける顧客へのワンストップサービスが可能となり、より高い顧客満足度を追求することができ、また、ノウハウのグループ横展開を推進することで、プロダクトミックスの戦略的転換により、リスクヘッジと他社との差別化を図ることができます。

当社は本公開買付けが成立した場合も、対象者の従業員及びブランド等については維持、継続する方針であり、シナジーの発揮により、対象者とともに当社グループ全体の企業価値の向上に努めて参りたいと考えております。

(3) 本資本業務提携契約の概要

当社と対象者は、上述のとおり、双方の提供する人材サービスの内容と得意分野が異なることから、相互補完的な事業展開によりシナジー効果が見込まれ、継続的な企業価値の向上を目指すことができるものとの認識から、平成 21 年 9 月 24 日に本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

なお、これらの本資本業務提携契約のうち業務提携に係る事項については、本公開買付けの成立が条件となっています。

- ・当社が対象者の発行済株式総数の 51% に相当する株式数(2,550,000 株)を保有することを企図し、同株式数を買付予定株式の上限及び下限として本公開買付けを行うこと
- ・対象者が当社による本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を行い、当社は、これが公表されかつ維持されていることを前提条件として本公開買付けを実施すること
- ・対象者は、当社グループにおいて特定派遣事業の主たる担い手となることにより、対象者事業の

成長を図るとともに、当社グループにおいて事業の発展を目指していくこと

- ・対象者は、当社グループの経営資源等を利用しつつ、本資本業務提携のシナジーの発現を目指していくこと
- ・対象者は、本公開買付けの成立後も、対象者の現商号である「株式会社日本テクシード」を継続すること
- ・対象者の現取締役は、本公開買付け成立後も引き続き平成 22 年 6 月下旬開催予定の次期定時株主総会（以下「次期定時株主総会」といいます。）終結の時まで対象者取締役として事業運営にあたり、その後も、特段の事情がない限り、対象者取締役会による取締役候補者の指名は最大限に尊重されること
- ・当社は、対象者の次期定時株主総会において、当社の指名する取締役 2 名及び監査役 1 名を上限に、対象者の役員の選任議案を上程するよう要請し、対象者に役員を派遣することができること
- ・当社は、本公開買付け成立後、対象者の事前の承諾なく、その議決権割合を変更しないこと
- ・対象者は、当社の事前の承諾なく、新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の発行を行わないこと

以上の事項を含め、当社と対象者の間で本資本業務提携の目的とするシナジーを具体的に発現するための施策について協議を進め、お客様との関係を維持・発展させながら実行に移して参ります。

（４）本公開買付けにおける条件の概要

本公開買付けにおける対象者株式の買付価格 525 円は、本公開買付けを決議した当社取締役会開催日の前日である平成 21 年 9 月 18 日のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値 273 円に対して約 92.31%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 9 月 18 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 273 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 92.31%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 9 月 18 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 289 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 81.66%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 9 月 18 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 286 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 83.57%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

（５）本公開買付けに関する合意等

対象者は、平成 21 年 9 月 24 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明する旨の決議をしております。

また、当社は、対象者の親会社であるアークとの間で、その所有する全ての対象者株式（所有株式数は 2,000,000 株、対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する所有株式数の割合は 40% となります。）について、本公開買付けに応募すること等を定めた、平成 21 年 9 月 24 日付の公開買付応募契約を締結しております。

さらに、当社は、対象者の代表取締役であり大株主である森本一臣氏との間で、その所有する対象者株式 990,000 株のうち、250,000 株（発行済株式総数に対する応募予定株式数の割合 5%）について本公開買付けに応募する旨の同意を、専務取締役である金城次夫氏から、その所有する対象者株式 326,000 株のうち、150,000 株（発行済株式総数に対する応募予定株式数の割合 3%）について、本公開買付けに応募すること等を定めた、平成 21 年 9 月 24 日付の公開買付応募契約を、それぞれ締結しております。但し、上記 2 名は、それぞれが本公開買付け後において保有する対象者株式に係る議決権行使等について、当社と合意している事項はなく、当社の特別関係者には該当いたしません。

(6) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無及び追加取得の有無

本公開買付けは、応募株券等の買付予定数の上限を 2,550,000 株（対象者の発行済株式総数に対する比率 51.00%、議決権比率 51.00%）としており、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社は、本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針です。また、現時点において、本公開買付けによりその目的を達した場合には、対象者の株式を更に取得することは予定しておりません。

2 . 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

名 称	株式会社日本テクシード
所 在 地	名古屋市中区栄三丁目 18 番 1 号
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 森本 一臣
事 業 内 容	R&D アウトソーシング事業
資 本 金 (平成 21 年 3 月 31 日現在)	715,790 千円
設 立 年 月 日	昭和 54 年 10 月 11 日
大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 21 年 3 月 31 日現在)	株式会社アーク 40.00% 森本一臣 19.80% 日本テクシード社員持株会 10.05% 金城次夫 6.52% スタート・ストリート・パブリック・トラストカンパニー 505104 4.26% (常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行) 早川 満 1.12% 吉松数喜 1.04% 高江洲晋 0.68% 山本 宏 0.44% 近藤 登 0.32%
上場会社と対象者の関係	
資 本 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 9 月 25 日（金曜日）から平成 21 年 11 月 20 日（金曜日）まで（39 営業日）

対象者の請求に基づく延長の可能性
該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 525 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（以下「AGS コンサルティング」といいます。）に対し対象者株式の株式価値算定を依頼し、平成 21 年 9 月 18 日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております（なお、当社は、AGS コンサルティングから買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）

AGS コンサルティングは、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりです。

(1) 市場株価法

平成 21 年 9 月 18 日を基準日として、ジャスダック証券取引所における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値、過去 3 ヶ月単純平均値及び過去 6 ヶ月単純平均値をもとに、1 株当たりの株式価値の範囲を 273 円～289 円と算定しております。

(2) DCF 法

対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 519 円～585 円と算定しております。

当社は、上記の株式価値算定書を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、対象者に対する事業・法務・財務にかかるデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議等も踏まえ、平成 21 年 9 月 24 日開催の当社取締役会において、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格を 1 株当たり 525 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格 525 円は、本公開買付けを決議した当社取締役会開催日の前日である平成 21 年 9 月 18 日のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値 273 円に対して約 92.31%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 9 月 18 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 273 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 92.31%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 9 月 18 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 289 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 81.66%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 9 月 18 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 286 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 83.57%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯について）

当社と対象者はお互いを取り巻く環境を踏まえ、平成 21 年 5 月頃より、今後の成長の可能性として、当社グループ及び対象者の事業上のシナジーにつき検討をはじめ、対象者との間で協議を重ねま

した。その結果、当社グループと対象者とは、人材サービスという共通の事業分野で事業を行いながらも、サービス領域に重複が少なく、補完関係にあり、対象者と当社との間で本公開買付けが成立した場合、サービスの幅の拡大により顧客満足度の向上等、大きなシナジーが見込まれ、双方の企業価値向上を実現できるとの合意に至りました。

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、AGS コンサルティングから株式価値算定書を取得して、その参考としております。提出された株式価値算定書によれば、対象者の株式価値として、市場株価法では 273 円～289 円、DCF 法では 519 円～585 円が、算定結果として示されております。

当社は、提出された株式価値算定書を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、対象者に対する事業・法務・財務にかかるデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議等も踏まえ、平成 21 年 9 月 24 日開催の当社取締役会において、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格を 1 株当たり 525 円と決定いたしました。

（買付価格の評価の公正性を担保するための措置）

一方、対象者の取締役会は、当社から提示した買付価格の妥当性を判断するために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として株式会社レコフ（以下「レコフ」といいます。）を指名し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。対象者の取締役会は平成 21 年 9 月 20 日付でレコフより株式価値算定書を取得し、当社から提示を受けた買付価格の妥当性について慎重に協議を重ねました（なお、対象者は、レコフから買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

その結果、平成 21 年 9 月 24 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けの買付価格その他の諸条件について上記の株式価値算定書を参考にしつつ、慎重に検討を重ねた結果、対象者の取締役会は、本公開買付けの成立を通じて、当社との間で一定の資本関係を構築することが、対象者の企業価値を向上させるために有効な手段であり、また、本公開買付けの買付価格その他の諸条件は、一定の合理性が認められるものと判断し、本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議いたしました。ただし、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が定められており、対象者株式の上場廃止について企図するものではなく、当社は、本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であるため、上記の取締役会においては、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主に判断を委ねる旨、併せて決議いたしました。

算定機関との関係

AGS コンサルティングは、当社の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
株 券	2,550,000 株	2,550,000 株	2,550,000 株
新 株 予 約 権 証 券	— 株	— 株	— 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	— 株	— 株	— 株
株 券 等 信 託 受 益 証 券	— 株	— 株	— 株
株 券 等 預 託 証 券	— 株	— 株	— 株
合 計	2,550,000 株	2,550,000 株	2,550,000 株

- (注) 1 . 本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,550,000株)に満たない場合、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,550,000株)を超える場合は、その超える部分の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) 第27条の13第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- 2 . 本公開買付けにおいては、単元未満株式も買付け等の対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い、公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規則に定める価格にて当該株式を買取ります。
- 3 . 本公開買付けにおいては、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等前における株券等所有割合 - %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等前における株券等所有割合 - %)
買付予定の株券等に係る議決権の数	25,500 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.00 %)
対象者の総株主等の議決権の数	49,998 個	

- (注) 1 . 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(2,550,000 株)に係る議決権の数を記載しています。
- 2 . 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第 31 期第 1 四半期報告書(平成 21 年 8 月 7 日提出) 記載の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の単元未満株式の数(200 株)に係る議決権の数(2 個)を加えた 50,000 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

3. 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 1,338 百万円

(注) 買付代金には、買付予定数(2,550,000株)に1株当りの買付価格(525円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

決済の開始日

平成21年11月30日(月曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合にはその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付をした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合にはその常任代理人)の指定した銀行口座へ送金します。

株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降速やかに応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,550,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(2,550,000株)を超える場合には、その超える部分の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位(追加して1単位の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元（あん分比例の方法により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合には当該 1 単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ、並びに同条 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 16 時まで、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、解除書面（公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 16 時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「（８）決済の方法」の「株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目 6 番 2 号
（その他東海東京証券株式会社全国各支店）

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行なわれた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告

平成 21 年 9 月 25 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

東海東京証券株式会社

東京都中央区日本橋三丁目 6 番 2 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

(2) 本公開買付けによる業績への影響については精査しており、当社の連結業績予想の修正の必要及び公表すべき事実が生じた場合には、取引所の適時開示規則に基づき、速やかに発表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

賛同意見表明

対象者は平成 21 年 9 月 24 日開催の取締役会において、当社との融合により、シナジーを最大限発揮することが、お互いの企業価値向上に最も寄与するものであると判断し、また、本公開買付けの諸条件は妥当であり、合理的な価格により対象者の株主の皆様公平に株式の売却機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けに賛同を表明する旨の決議をしております。

対象者取締役との応募契約

対象者の代表取締役であり大株主である森本一臣氏から、その所有する対象者株式 990,000 株のうち、250,000 株（発行済株式総数に対する応募予定株式数の割合 5%）について本公開買付けに応募する旨の同意を、専務取締役である金城次夫氏から、その所有する対象者株式 326,000 株のうち、150,000 株（発行済株式総数に対する応募予定株式数の割合 3%）について本公開買付けに応募する旨の同意を、それぞれ得ております。

対象者との資本業務提携契約

「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本資本業務提携契約の概要」のとおりであります。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者の親会社であるアークとの間で、その所有する全ての対象者株式（所有株式数は 2,000,000 株、対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する所有株式数の割合は 40%となります。）について、本公開買付けに応募すること等を定めた、平成 21 年 9 月 24 日付の公開買付応募契約を締結しております。

(参考) 対象者の当期業績予想及び前期実績

会計期間	実績	予想
	第30期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第31期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
売上高(百万円)	12,868	9,200
営業利益(百万円)	374	600
経常利益(百万円)	421	70
当期純利益(百万円)	121	170
1株当たり当期純利益(円)	24.28	34.00

以 上